受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、それぞれ読み替えるものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第20改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第50号補足第20改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、別添70「制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80％値までとし、最大光度については表１の配光表の最大光度要件の120％値までとする。」と読み替えるものとする。

２　（略）

（方向指示器）

第249条　方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第63条の２第２項の告示で定める基準は、協定規則第６号の技術的な要件（同規則改訂版補足第28改訂版の規則5.（5.5.1.を除く。）、6.及び8.に限る。）に定める基準、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則6.（6.5.1.を除く。）、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第６号改訂版補足第28改訂版の規則5.5.3.の規定及び協定規則第50号補足第20改訂版の規則6.5.3.の規定は適用しないものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号改訂版補足第28改訂版の規則6.の規定及び協定規則第50号補足第20改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第６号改訂版補足第28改訂版の規則10.2.及び協定規則第50号補足第20改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとする。

２　（略）

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～3.9.2.　（略）

3.9.3.　種類１、１ａ、１ｂ、２ａ又は２ｂの方向指示器の光度特性は、協定規則第６号改訂版補足第28改訂版で規定する連鎖式点灯をする場合において、変化することができる。ただし、種類２ａ又は２ｂの方向指示器が緊急制動表示灯又は後面衝突警告表示灯として作動する場合にあっては、この限りではない。

3.10.～4.1.1.　（略）

4.1.2.　取り付ける灯火等の性能

走行用前照灯は、最高速度20km／ｈ未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km／ｈ未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては本則第42条第２項第２号の規定、これら以外の自動車にあっては協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準（クラスＡ型前照灯を除く。）に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、本則第42条第２項第１号ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.1.3.～4.2.1.　（略）

受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、それぞれ読み替えるものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第19改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第50号補足第19改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、別添70「制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80％値までとし、最大光度については表１の配光表の最大光度要件の120％値までとする。」と読み替えるものとする。

２　（略）

（方向指示器）

第249条　方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第63条の２第２項の告示で定める基準は、協定規則第６号の技術的な要件（同規則改訂版補足第27改訂版の規則5.（5.5.1.を除く。）、6.及び8.に限る。）に定める基準、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.（6.5.1.を除く。）、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第６号改訂版補足第27改訂版の規則5.5.3.の規定及び協定規則第50号補足第19改訂版の規則6.5.3.の規定は適用しないものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号改訂版補足第27改訂版の規則6.の規定及び協定規則第50号補足第19改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第６号改訂版補足第27改訂版の規則10.2.及び協定規則第50号補足第19改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとする。

２　（略）

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～3.9.2.　（略）

3.9.3.　種類１、１ａ、１ｂ、２ａ又は２ｂの方向指示器の光度特性は、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版で規定する連鎖式点灯をする場合において、変化することができる。ただし、種類２ａ又は２ｂの方向指示器が緊急制動表示灯又は後面衝突警告表示灯として作動する場合にあっては、この限りではない。

3.10.～4.1.1.　（略）

4.1.2.　取り付ける灯火等の性能

走行用前照灯は、最高速度20km／ｈ未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km／ｈ未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては本則第42条第２項第２号の規定、これら以外の自動車にあっては協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準（クラスＡ型前照灯を除く。）に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、本則第42条第２項第１号ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.1.3.～4.2.1.　（略）